

香芝市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 7 号

香芝市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市印鑑条例施行規則（平成 3 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の」を「、次の」に改め、同項第 2 号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同項第 3 号中「出来ない」を「できない」に改め、同条第 3 項中「それぞれ」を削り、同条第 4 項中「登録申請者が本人であることの」を削り、同項第 1 号中「若しくは」を「又は」に、「があったとき。」を「による方法」に改め、同項第 2 号中「により確認することができたとき。」を削る。

第 3 条中「印鑑の」を「市長は、印鑑の」に改める。

第 4 条中「条例第 8 条第 1 項」を「市長は、条例第 8 条第 1 項」に改める。

第 5 条中「条例第 1 1 条」を「市長は、条例第 1 1 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「みずから申し出」を「自ら申出を」に、「2 年」を「、2 年」に改め、同条第 2 項中「みずから」を「自ら」に改め、同条第 3 項中「もの」の次に「とし、その枚数は」を加え、同条第 4 項中「みずから」を「自ら」に改める。

第 8 条第 2 号中「・回答書」を「及び回答書」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「第 4 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「第 5 号様式」を「第 4 号様式」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「第 6 号様式」を「第 5 号様式」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「第 7 号様式」を「第 6 号様式」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「第 8 号様式」を「第 7 号様式」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「印鑑登録証明書交付申請書」を「証明交付申請書」に、「第 9 号様式」を「第 8 号様式」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 1 0 号中「第 1 0 号様式」を「第 9 号様式又は第 1 0 号様式」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 1 1 号中「規則第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 1 2 号中「規則第 7 条第 4 項」を「第 6 条第 4 項」に改め、同号を同条第 1 1 号とする。

第 1 号様式から第 1 2 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 8 条関係）

印 鑑 登 録 申 請 書

香芝市長		年 月 日	
登録する印鑑	住所 氏 名 生年月日	男・女	
上記のとおり、印鑑の登録を申請します。			
申請人	☐ 本人	氏 名	
	☐ 代理人	住 所	
		氏 名	

備考

- 1 太線枠内だけ記入してください。
- 2 代理申請のときは、委任の旨を証する書面が必要です。

登録証受領人	☐ 本人	氏 名
	☐ 代理人	住 所
		氏 名

登録番号	
登録年月日	
確認の方法	

照会年月日		回 答 期 限	
交付	照合	電算 入力	受付

第 2 号様式（第 8 条関係）

様

照 会 書

年 月 日にあなたの印鑑登録の申請がありましたので、あなたの意思確認のため照会します。

下の回答書に自筆で署名し、申請された印鑑を押印して、年 月 日までにこの書面と申請された印鑑を、あなたご自身で持参してください。

年 月 日

香芝市長



備考

- 1 本人確認ができる書類を持参してください。
- 2 やむを得ず代理の方に依頼される場合は、あなたが自書し、登録する印鑑を押印した委任の旨を証する書面（委任状等）並びに登録申請者及び代理人それぞれの本人確認できる書類及び代理人の印鑑が必要です。
- 3 期日までに回答がない場合、印鑑登録申請は無効となります。

回 答 書

照会のありました印鑑登録の申請については、私の意思によるものに相違ありません。

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

生 年 月 日

登録する印鑑

第 3 号様式（第 8 条関係）

（表）

	印 鑑 登 録 証
登録番号	奈良県香芝市長 

（裏）

	
＜注 意 事 項＞	
1 この印鑑登録証は、あなたの利益を守るものですから大切に保管してください。	
2 印鑑登録証明書の交付申請をするときは、この登録証が必要です。（登録印鑑は不要です。）	
3 印鑑登録証明書の交付申請を代理人に依頼するときは、この登録証を持参させてください。（委任状は不要です。）	
4 この印鑑登録証を紛失したときは、すぐに届け出てください。 この場合、再交付はできませんので改めて登録手续が必要です。	
5 廃印又は死亡等の場合は、この印鑑登録証をお返してください。	
6 この印鑑登録証は、折り曲げたり、傷つけたり、磁気や直射日光に当てたりしないでください。	
本人識別欄	

第 4 号様式（第 8 条関係）

印鑑登録証引替交付申請書

香芝市長			年 月 日	
住 所				
氏 名			電 話 番 号	
生 年 月 日				
印 鑑 登 録 番 号		申請事由	☐ 毀損 ☐ 汚損	
上記のとおり、印鑑登録証の引替交付を申請します。				
申 請 人	☐ 本 人	氏 名		
	☐ 代理人	住 所		
		氏 名		

備考 太線枠内だけ記入してください。

登 録 証 受 領 人	☐ 本 人	氏 名
	☐ 代 理 人	住 所
		氏 名

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
発 注 年 月 日	
検 収 年 月 日	

交 付 年 月 日		交付予定年月日	
交付	検収	電算 入力	受付

第5号様式（第8条関係）

印鑑登録廃止届出書

香芝市長		年 月 日	
登録印鑑	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
次の理由により廃止したいので、届出します。			
申請人	☐ 本人	氏 名	
	☐ 代理人	住 所	
		氏 名	
廃止の理由	☐ 印鑑の亡失 ☐ 登録印鑑の不要		
	☐ 印鑑登録証の亡失 ☐ 印鑑登録証の毀損等		

備考

- 1 太線枠内だけ記入してください。
- 2 代理申請のときは、委任の旨を証する書面が必要です。

登録番号	
登録年月日	

印鑑登録証返還	電算入力	受付
有 無		

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

様

香芝市長



印鑑登録抹消通知書

あなたの登録されていた印鑑は、次の理由により抹消しましたので、通知します。

1 抹 消 理 由

2 印鑑登録番号

3 抹 消 年 月 日

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

様

香芝市長



印鑑再届出通知書

あなたの印鑑登録事項に関し、次の理由により改製の必要が生じました。登録印鑑を再度押印していただく必要があるため、香芝市印鑑条例第11条の規定により通知します。

1 期 限

2 改 製 理 由

3 持 参 物

- （1）登録されている印鑑
- （2）印鑑登録証（登録カード）
- （3）本通知書

第 8 号様式（第 8 条関係）

証明交付申請書

年 月 日

香芝市長

◆窓口に来られた方

氏 名 (署名欄)		生年月日	
		電話番号	
住 所			

◆どなたの証明が必要ですか。（証明対象者）

氏 名		生年月日	
住 所			
必要な戸 籍の表示	本籍 筆頭者		

◆申請する証明書

種類	内容	使用目的	単価	件数	小計

手数料合計

円

第 9 号様式（第 8 条関係）

印 鑑 登 録 証 明 書

印 影	氏 名			
	旧 氏			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	
	住 所			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

香芝市長



第 1 0 号様式（第 8 条関係）

印 鑑 登 録 証 明 書

印 影	氏 名			
	通 称			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	
	住 所			
	氏 名 の カタカナ表記			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

香芝市長



第 1 1 号様式（第 8 条関係）

印鑑登録証明書保護申出書

香芝市長		年 月 日	
登 録 印 鑑	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
印 鑑 登 録 番 号	保 護 期 間		
	年 月 日から 年 月 日まで (2年を超えないようにしてください。)		
電 話 番 号			
次の理由により、私の印鑑登録証明書の発行を保護してほしいため、 香芝市印鑑条例第15条第 1 項の規定により申出します。			
保 護 の 理 由			

備考 太線枠内だけ記入してください。

保護開始日	
保護終了日	

写 真 確 認	電 算 入 力	受 付

第 1 2 号様式（第 8 条関係）

印鑑登録証明書保護申出取下書

香芝市長		年 月 日	
登 録 印 鑑	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		
	印鑑登録番号		
香芝市印鑑条例第15条第 2 項の規定により、印鑑登録証明書の保護の申出を取り下げします。			
取 下 の 理 由			

備考 太線枠内だけ記入してください。

保護開始日	
保護停止日	

電 算 入 力	受 付

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、香芝市印鑑条例の一部を改正する条例（令和6年条例第30号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市印鑑条例施行規則（次項において「旧要綱」という。）の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市印鑑条例施行規則（次項において「新要綱」という。）の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧要綱第8条の規定により交付されている印鑑登録証及び印鑑登録証明書は、新要綱第8条の規定により交付された印鑑登録証及び印鑑登録証明書とみなす。